

ご利用の手引き

資金名	立地資金（産業団地進出貸付）			
目的	県が定める産業団地に土地を購入又は賃借（定期借地含む）し、進出を行うのに必要な資金を円滑に融資し、地域経済の活性化及び産業構造の高度化を図る。			
融資対象者	<p>県内又は県外で事業を営む者で、県が定める産業団地に土地を購入又は賃借（定期借地含む）し、工場等の新・増設を行い、かつ、次の①及び②のいずれにも該当する者</p> <p>① 次のいずれかの事業を営む又は営もうとする者で、県から確認を受けた者</p> <p>ア 製造業 イ 流通関連業 ウ 情報サービス業 エ その他県が産業政策上、特に必要と認めた事業</p> <p>② 土地取得後3年以内に操業を開始する見込みのある者</p>			
資金使途	県が定めた産業団地への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む）			
融資条件	利率	年1.05%	信用保証	必要に応じて保証（ただし、保証の限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円）
	限度額	1企業・1組合 5億円 （ただし、知事が特に認めた場合は、10億円） かつ、融資対象事業費の80%	保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
			担保	
	期間	10年以内（うち据置2年以内）	申込先	取扱金融機関
申込書類	<p>（信用保証が必要な場合）</p> <p>① 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部（1部コピーして保管してください）</p> <p>（信用保証が不要な場合）</p> <p>① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）（P.48） 1部（1部コピーして保管してください）</p>			
添付書類	<p>② 兵庫県立地資金（産業団地進出貸付）事業計画書（様式第18号の2）（P.70） 1部</p> <p>③ 兵庫県立地資金（産業団地進出貸付）対象企業確認結果通知書（写） 1部</p> <p>④ 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、見積書（写）、新設・増改築施設の設計図等）、土地の売買等が確実に確認できるもの 1部</p> <p>⑤ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部</p>			
融資フロー				
その他のポイント	<p>① 融資の対象事業に該当するかどうかは、兵庫県立地資金対象企業確認結果通知書及び事業計画等で申込を受け付けた機関で判断してください。</p> <p>② 融資を受けるには、<u>融資対象企業に該当する旨の県の対象企業確認結果通知書が必要です。</u></p> <p>③ ②の確認を受けた者については、中小企業者に限らず、対象となります。 なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることができます。</p> <p>④ 「県が定めた産業団地」、「融資対象事業の確認」、「知事が特に認めた事業」に関することにつきましては、兵庫県産業労働部産業立地室に問い合わせてください。</p> <p>⑤ 既存進出企業から土地を購入する企業や先端技術関連以外の製造業も利用可能です。</p> <p>⑥ 融資限度額は、一連の事業計画の中の限度とし、年度が変わっても、これまでのこの融資額の合計額を含むものとします。</p> <p>⑦ 事業計画書（様式第18号の2）は、融資実行後、母店を通じて地域金融室に送付してください。</p>			